

平成 24 年 (2012 年) 12 月 6 日
建設委員会資料
都市基盤部建築担当

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく 低炭素建築物の認定について

エネルギー使用の効率化等、二酸化炭素の排出抑制に役立つ建築物の建築を促進するため、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 9 月 5 日公布、12 月 4 日施行）の規定に基づき、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画の認定制度が創設された。特別区の区域にあつては、今後、区長及び都知事が所管行政庁として分担して認定に係る事務を行う。

1 認定の対象

市街化区域における建築物の新築及び増築等、並びに建築設備（空調設備、照明設備、給湯設備及び昇降機）の設置等を行う場合に作成される計画について、所管行政庁は認定の基準に適合するものを認定することができる。

2 認定の基準

以下の項目を満たすもので、国が定める都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らして適切な内容であり、かつ、資金計画が適切なものであること。

- (1) 必須項目：冷暖房、給湯、換気及び照明のエネルギー消費量を現行基準より 10%以上低減する計画であること。
- (2) 選択的項目：節水対策、ヒートアイランド対策及びエネルギー使用量の「見える化」等、低炭素化に資する措置を一定以上講じる計画であること。

3 認定によるメリット

- (1) 所得税等の軽減：認定を受けた住宅について、所得税の減税額を引き上げるとともに、登録免許税率を引き下げる。
- (2) 容積制限の緩和：設備の増設など、低炭素建築物の認定基準に適合させる措置のために生じる床面積について、延べ面積の 20 分の 1 を限度に不算入とする。

4 区民への周知等

認定要件等の詳細が確定次第、パンフレット、中野区ホームページ等で順次周知する。